

管轄	適用法規	容器名称	定義	詳細	検査		保安検査 (検査員立会)		自主検査	設置届	取扱資格
					種類	管轄	頻度	管轄			
厚生労働省	労働安全衛生法	第一種圧力容器	大気圧における沸点を超える温度の液体（飽和液）を保有する容器	PV値が0.02超の容器	材料・溶接・構造検査	労働局	年に一度	労働基準監督署担当者（主にボイラ協会）	月に一度	要	「普通第一種圧力容器取扱作業主任者技術技能講習修了者」または、「二級ボイラー技士」以上の資格保有者
		落成検査			設置県の労働基準監督署						
		小型圧力容器	PV値が0.02以下の容器	構造検査	ボイラ協会	-	-	年に一度	-	-	
		第二種圧力容器	容器内の圧力が、ゲージ圧（圧力計が示す圧力で大気圧を0とする）で0.2MPa以上の容器（気体を保有する容器）	内容積が0.04m ³ (40L)以上の容器	構造検査	ボイラ協会	-	-	年に一度	-	-
経済産業省	高压ガス保安法	高压ガス特定設備	容器内圧力が、ゲージ圧（圧力計が示す圧力で大気圧を0とする）で1MPa以上の容器	-	設計・材料・溶接・構造・複合検査	高压ガス保安協会	設備仕様による	設置県庁担当者	年に一度	要	設備仕様による
					完成検査	設置県庁担当者					
なし	なし	その他簡易圧力容器	上記に該当しない容器	PV値が0.004以下内容積0.04m ³ (40L)未満圧力0.2MPa未満の容器	-	-	-	-	-	-	-